

調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する 作業会の設置について

【需給調整市場検討小委員会開設に伴う一部改定】

1. 背景

国から、2020年度を目安に需給調整市場を創設する方針が示されており、その検討にあたっては、資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」）において一体的に検討を進めることとされ、広域機関は、広域的な調整力運用も視野に入れた必要な調整力の量・質等条件の技術的検討を行うこととなり、需給調整市場における調整力の在り方を検討する需給調整市場検討小委員会（以下「小委員会」）において検討を行っていくこととなった。

この検討は技術的な面を十分考慮する必要があることから、小委員会のもとに、周波数制御・需給バランス調整を担う一般送配電事業者を含む作業会を設置し、検討を進めることとなった。

2. 目的

需給調整市場における商品となる調整力の区分、量、要件等とその調整力の広域的な調達・運用に係る要件等について、技術的な観点から検討し整理することを目的とする。

3. 運営

- (1) 小委員会の下に設置する作業会とし、原則非公開とする。
- (2) 議事要旨については、会議終了後速やかに作成し公開する。
- (3) 配布資料については、原則として公開するが、主査又は主査代理の判断により非公開とすることができる。
- (4) 作業の進捗に応じて、小委員会において検討状況の報告を行い審議いただく。

以上